

令和8年度日本一の麺文化を活用した首都圏プロモーション企画運営業務 要求水準書

1 委託業務名

令和8年度日本一の麺文化を活用した首都圏プロモーション企画運営業務

2 目的

山形市は、現在、総務省家計調査における中華そばの1世帯あたりの支出額（単年）が4年連続日本一であり、「ラーメンの聖地、山形市」を宣言し、ラーメンをきっかけとした地方創生の実現を目指している。また、日本そばにおいても、上位に位置しており、「寒ざらしそば」や「天保そば」など四季折々のそばが楽しめる地域である。

こうした多種多様な本市の麺文化を首都圏において発信するイベントを開催することで、本市の麺文化を広くPRし、本市への観光誘客を促進させ、地域経済の活性化を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4 業務内容

(1) 令和8年度日本一の麺文化を活用した首都圏プロモーション企画運営業務

ア 会場

KITTE丸の内地下1階 パフォーマンスゾーン【200㎡】

（東京都千代田区丸の内2丁目7-2）

※会場の詳細については、別紙1「東京シティアイイベントスペースのご案内」のとおり。

イ 日時

(7) 会場準備・設営

令和9年3月15日（月）午後7時00分から（予定）

(8) イベント実施

令和9年3月16日（火）午前11時から午後7時まで（予定）

令和9年3月17日（水） 同上

令和9年3月18日（木）午前11時から午後5時まで（予定）

(9) 会場撤去

令和9年3月18日（木）午後10時 まで（予定）

※上記日時に係る会場の申込みは市において実施済みであるが、詳細な時間等は、提案内容を踏まえ変更することができる。

ウ 業務内容

(7) イベントの開催及び運営

① イベントタイトル

・「2 目的」に掲げる目的に即したイベントタイトルを設定すること。

② そば・ラーメン及び関連物産等の販売

- ・本市の麺文化のPR等に資する「そば及びラーメン（乾麺や生そば等）」及びそれらの「関連商品（日本酒や漬物等）」を販売すること。ただし、会場での調理を伴わない物品に限る。
 - ・販売する全ての品目について、商品の特長等を適切に説明できること。
 - ・取扱商品は山形市産品を基本とするが、市外の産品を含めることを妨げない。
ただし、その場合においては本イベントにおいて販売するにふさわしい妥当な理由（本市の麺文化PRや観光誘客に寄与するストーリー性等）を説明できること。
 - ・各出店ブースの規格は一つあたり3平米程度を基本とし、会場レイアウトは自由とするが、会場内（200㎡）のスペースを有効に活用し、来場者の回遊性を高め、賑わいを創出できるような魅力的な配置を提案すること。会場の詳細条件や基本として利用できる備品については別紙1「東京シティアイイベントスペースのご案内」を参照のうえ計画すること。なお、同紙に記載の備え付け備品に限らず、提案内容や販売形態に応じて必要な設備や備品を受託者が追加で用意・調達することを妨げない。
 - ・販売品（生麺、スープ、関連物産等）の性質に応じた適切な温度帯（常温・冷蔵・冷凍）での保管・展示設備を調達・管理し、品質管理を徹底すること。
 - ・イベント期間中（3日間）を通じて販売商品が極端に不足することがないように、山形市からの輸送・補充体制および在庫管理計画を講じること。
 - ・所轄の保健所等の関係機関及び施設管理者が許す範囲での試食・試飲は妨げない。実施する場合は、必要な衛生用品や試食用使い捨て容器、ゴミ箱等を整備・管理すること。
 - ・各出店ブースの売上金の集計を行うとともに、イベント終了後、出店事業者との売上金の精算事務を適切に行うこと。
 - ・会場内にて販売・運営を行うために必要な設備一式及び備品を調達・設営し、スムーズな運営が行えるよう事前準備を含め必要な調整を行うこと。
- ③ 観光誘客及び集客企画の実施
- ・首都圏のターゲット層（平日ビジネス客等）の参加意欲を喚起し、イベント会場への来場を促す効果的な集客企画や仕掛けを講じること。
 - ・単なるイベント会場での消費にとどまらず、本イベントを契機として来場者を山形市への実際の来訪や観光誘客へとつなげる効果的な企画を提案・実施すること。
 - ・当該企画の実施に必要な資機材、備品及び設備一式を調達・整備すること。
 - ・イベント会場において、スムーズな運営が行えるよう事前準備を含め必要な調整を行うこと。
- ④ 山形市PRブースの設置
- ・180cm×45cmの長テーブル1台以上及びイス2脚以上を準備すること。
 - ・本PRブースは、市において運営を行うものとする。
- ⑤ 関係自治体等PRブースの設置
- ・本市からの要請に応じ、関係自治体等のPRブース（最大2ブース）を増設・設営できるよう、あらかじめ会場レイアウトや手配計画に組み込んでおくこと。

- ・具体的な出展条件、設置範囲及び運営協力の内容等については、本市と調整のうえ決定するものとする。

⑥ 会場内装飾

- ・会場装飾を実施すること。装飾物については、以下の表を参考とし、開催目的に沿ったデザインとすること。なお、表に記載されていない装飾物を提案することを妨げない。

品名	規格	数量	備考
メインサイン (会場入口上部に掲出)	W3,000mm×H600mm 程度 紙、パネル、ターポリン等のうち安価に用意が可能であり、通常使用の範囲で破損しにくいものを採用	2	イベントタイトル、開催期間等を記載
出店者サイン		必要数	出店事業者名を記載

⑦ 会場案内

- ・来場者が会場の情報を把握できるよう、会場レイアウト図や会場案内の看板等を作成し、設置すること。

⑧ 運営スタッフの配置

- ・会場及び来場者を整理するなど必要な運営スタッフを配置すること。

⑨ 会場内の清掃

- ・適宜、会場内の清掃を行うこと。

⑩ 各種許認可等の申請及び届出

- ・提案内容に伴う各種許認可等の申請及び届出等を行うこと。

⑪ その他

- ・会場の使用にあたっては、別紙2「東京シティアイ イベントスペース利用規約」参照を遵守すること。

参考 URL: <https://www.tokyocity-i.jp/wp-content/uploads/2026/03/2b65fd7be6d5889e99f1881d4045a530.pdf>

- ・会場使用料についてのみ山形市が直接施設管理者に支払う。イベント開催に必要な会場使用に伴う追加料金の支払は受注者が行い、本業務の中で行うこと。

(4) 広報・情報発信

① チラシの作成・配布

- ・イベント及び山形のそば・ラーメンを首都圏へ広くPRするチラシ(A4/片面カラー)及びポスター(A2/カラー)をデザイン・作成すること。提案者が想定するチラシ等の設置・配布場所等に応じて、必要部数を作成すること。なお、市が設置・配布するものとしてチラシ200部及びポスター20部を準備すること。
- ・作成したチラシの電子データを活用し、市で運用するSNS等でPRを行うため、当該データを市へ提供すること。

② その他

- ・イベント開催を広くPRするため、上記チラシ・ポスターの作成・配布にとどまらず、

ターゲット層（首都圏の平日ビジネス客等）への周知や集客に資する効果的な広報手段について、独自のアイデアに基づく提案を行うことが望ましい。

5 工程管理

業務実施からイベントの終了までのスケジュールを定めること。

6 成果品の提出

上記4の業務内容について、実施報告書を作成し提出すること。

7 受託者の責務

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令等に基づき十分留意すること。
- (3) 業務履行にあたっては、本市担当職員と十分協議を行うとともに、その進捗状況に合わせて定期的に打合せを行うものとする。

8 その他業務遂行における注意事項

- (1) 受託者は委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本業務によって得られた成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、第三者に帰属するものを除き、市に帰属するものとする。また、受託者は、あらかじめ市から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。なお、受託者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、市が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。